

1. 件名：検査ガイドの改正案に対する意見の確認

2. 日時：令和4年4月21日（木） 13：28～14：32

3. 場所：原子力規制庁 2階（オンライン開催）

4. 出席者

原子力規制庁 検査監督総括課 坂田課長補佐、岡村係長、立部係長
検査監督総括課検査評価室 米林上席検査監視官、笠川室長補佐
実用炉監視部門 小野上級原子炉解析専門官
中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 課長
関西電力株式会社 原子力事業本部 保修管理グループ マネジャー
原子力エネルギー協議会 副長

5. 要旨

令和4年3月29日に開催した第8回検査制度に関する意見交換会合において、資料2-1（ガイド類の改正の方向性）について事業者等に意見を求めていたところ、原子力エネルギー協議会より、配布資料（1）の提出があった。

原子力エネルギー協議会より、当該資料中「意図の確認」としている項目（No. 7、8、13、20、22、23、27、29、52及び53）について、改正の意図を確認したい旨の要望があり、原子力規制庁より説明を行った。

上記の内、No. 13の一時立入者の評価、27及び29の火災防護に関する記載については、引き続き意見交換したいとのコメントがあった。また、No. 22については、現行の記載で誤解は無く改正は不要ではないかとの意見であった。

提出された意見を踏まえ、原子力規制庁内で改正案の検討を進める旨を伝えた。

6. 配布資料

（1）第8回検査制度に関する意見交換会合における検査ガイド改正案に対するコメント（原子力エネルギー協議会）